諮問庁：大学共同利用機関法人人間文化研究機構
諮問日：令和８年３月２３日（令和８年（独情）諮問第２７号）
答申日：令和８年１０月２６日（令和８年度（独情）答申第３０号）
事件名：特定職員に係る旅行報告書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件対象文書１」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の３に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書２」といい、本件対象文書１と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること及び本件対象文書１の一部を不開示としたことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１２月２日付け人文機総第７１号により大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、意見書については、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

当該処分は違法又は不当である。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

本件開示請求は、機構の特定大学共同利用機関の特定職員Ａに係る「２０２４年度の出張報告書（その正式名称は問わない）」及び当該出張報告書が編綴された法人文書ファイルに編綴されている１枚目から３０枚目までの法人文書の開示を求めたものである。

開示請求を受け、機構は、旅行報告書２件及び同報告書が編綴された法人文書ファイルに編綴されている１枚目から３０枚目までの法人文書を特定し、不開示情報該当性の審査を行った。

その結果、法５条各号に該当する部分を不開示とした部分開示の決定

（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和８年１月１日付け（同年１月８日受付）で原処分を取り消すことを求める審査請求が行われた。

２　開示請求者の主張に対する見解

本件開示請求については、原処分を維持し、部分開示とすることが適当であると考える。

３　理由

本件開示請求は、特定大学共同利用機関の特定職員Ａに係る旅行報告書及び同報告書が編綴された法人文書ファイルに編綴されている１枚目から３０枚目までの法人文書の開示を求めたものである。

本件対象文書１の特定大学共同利用機関特定職員Ａの旅行報告書には、特定職員Ａの氏名、所属及び職名及び印、旅行期間、出張先、出張先での宿泊先、面談者、用務内容等といった特定職員Ａの出張報告に係る必要な情報が記載されている。

このうち、以下の情報については、次の理由により不開示とする部分開示の決定を行った。

・特定職員Ａの出張先での宿泊先については、法５条１号の「個人に関する情報」に該当すると認められ、法５条１号ただし書ハ及びその他ただし書に当てはまる事情もないため、不開示とする。
・面談者の氏名及び所属については、特定の個人の氏名を識別することができるものであり、法５条１号の「個人に関する情報」に該当すると認められ、ウェブサイトや刊行物により氏名等の公表慣行のある一部の職員は除き、法５条１号ただし書イ及びその他ただし書に当てはまる事情もないため、不開示とする。
・特定職員Ａ及び同行者の用務内容のうち、出張先での調査で得られた成果や調査の過程に係る記載については、特定職員Ａが出張先での調査で得た成果等が具体的に記載されており、これが明らかになった場合、他の者がこの成果を用いた成果発表等を行うことが可能となり、特定職員Ａによる研究成果が盗用されるおそれがあり、その結果、当該研究の成果等を適正に広く国民に提供する目的を損ねることにつながる。これは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものとして、法５条４号ホに該当する。

また、上記の旅行報告書が編綴された法人文書ファイルに編綴された１枚目から３０枚目までの法人文書には、経費精算及び旅行命令を行うための決裁印、特定大学共同利用機関の特定職員Ｂ・Ｃ（２名分）の氏名、所属及び職名、滞在先及び自宅住所、個人番号及び印、振替休日取得日、旅行期間、出張先、出張経路及び費用、航空会社のマイレージ番号、出張先での宿泊先、面談者、用務内容等といった特定職員Ｂ・Ｃ（２名分）の出

張に係る旅行命令に必要な情報が記載されている。

このうち、以下の情報については、次の理由により不開示とする部分開示の決定を行った。

・決裁欄の印影、面談者の氏名及び所属については、決裁等を行った特定の個人の氏名を識別することができるものであり、法５条１号の「個人に関する情報」に該当すると認められ、ウェブサイトや刊行物により氏名等の公表慣行のある一部の職員等は除き、法５条１号ただし書イ及びその他ただし書に当てはまる事情もないため、不開示とする。

・特定職員Ｂ・Ｃの個人番号、振替休日取得日、滞在先及び自宅住所、出張先での宿泊先、航空会社のマイレージ番号については、法５条１号の「個人に関する情報」に該当すると認められ、法５条１号ただし書ハ及びその他ただし書に当てはまる事情もないため、不開示とする。

なお、原処分において提示した不開示理由のうち、以下の根拠規定に誤記があったため、この書面をもって訂正する。

誤：これは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものとして、法５条４号ただし書ホに該当する。

正：これは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものとして、法５条４号ホに該当する。

以上のとおり、原処分において根拠規定に誤記があったものの、法５条各号に該当するとして上記の部分を不開示とした原処分は妥当であると考えるが、本判断について諮問させていただきたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年３月２３日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年４月１０日　　審議
④　同年５月７日　　審査請求人から意見書を収受
⑤　同年９月２日　　本件対象文書１の見分及び審議
⑥　同年１０月２０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

（１）本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書１を特定し、その一部を法５条１号及び４号ただし書ホに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、文書の特定を争うとともに不開示とされた部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、下記２（１）ウの

とおり、本件対象文書２を追加して特定し、改めて開示決定等をすべきであるとした上で、本件対象文書１の一部を不開示としたことは妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書１の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

（２）ところで、処分庁は、原処分において、法の適用条項を法５条１号及び４号ただし書ホとしているところ、諮問庁は、理由説明書において、原処分における法の適用条項は、正しくは同条１号及び４号ホと記載すべきであった旨説明する。

原処分では、法５条４号ホの条文を引用して説明を記載した後に、法５条４号ただし書ホと記載していることから、開示請求者（審査請求人）は同号ホにより不開示とされた根拠を知ることができたと考えられる。

したがって、この点の誤りは原処分を取り消すに至らないものとする。

（３）以上を踏まえ、諮問庁が法人文書開示決定通知書に本来記載すべきであったと説明する法の規定（法５条１号及び４号ホ）に基づき、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書１の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア　特定職員Ａの所属する組織においては出張した際、旅行報告書を作成し、提出することとなっている。

旅行報告書については、その原本を、年度単位で「旅行伺綴」というファイルに保管している。令和６年度（２０２４年度）の当該ファイルを確認したところ、特定職員Ａは２件の出張をしており、２件とも令和６年度（２０２４年度）の「旅行伺綴②」に編てつされていた。令和６年度（２０２４年度）の特定職員Ａの出張は上記２件のみであり、原処分で全て特定した。

イ　また、当該行政文書ファイルに編てつされている上記ア以外の文書のうち１枚目ないし３０枚目までの文書に係る開示請求については、上記の「旅行伺綴②」ファイル内から該当するページ数のものを全て特定している。

ウ　改めて確認したところ、経費精算処理に係る書類をつづる「債務計上４３　令和６年度」ファイルに、原処分で特定した特定職員Ａの旅行報告書２件の写しがつづられていることを確認した。

したがって、諮問庁としては、当該「債務計上４３　令和６年度」ファイルにつづられている、特定職員Ａの旅行報告書の写し２件及び当該旅行報告書を除く１枚目ないし３０枚目の法人文書を対象と

して追加特定することとした。

エ　その他の法人文書ファイルも改めて探索したが、本件対象文書１及び本件対象文書２の外に、本件請求文書に該当すると判断し得る文書の存在は確認できなかった。

（２）本件対象文書１及び本件対象文書２の外に開示請求の対象として特定すべき文書の保有は認められなかったとする上記（１）の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、他に文書が存在するとすべき事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書１及び本件対象文書２（本件対象文書）の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書２を追加して特定し、改めて開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

３　本件対象文書１の不開示部分の不開示情報該当性について

（１）文書１の「出張先での宿泊先」及び「面談者の氏名及び所属」について（法５条１号該当性）

ア　諮問庁は、当該各部分の不開示理由について、上記第３の３のとおり説明する。

また、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

（ア）文書１は、特定職員Ａの令和６年度（２０２４年度）の出張に係る旅行報告書であるところ、当該文書には、特定職員Ａの氏名、所属・職名等が記載されており、文書全体が一体として、特定職員Ａに係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報である。

（イ）当該文書に記載された情報のうち、出張先での宿泊先は、通常公にしている情報ではなく、また、職務遂行に係る情報ではないことから、法５条１号ただし書イないしハに当てはまる事情はないため、不開示とした。

（ウ）また、面談者の氏名及び所属については、特定職員Ａの所属組織において、課長補佐職以上の事務職員及び研究教育職員の氏名は、公表慣行があるものの、不開示部分に記載された者はそのいずれにも該当しないことから、公表慣行はなく、法５条１号ただし書イないしハに当てはまる事情はないため、不開示とした。

イ　以下、検討する。

（ア）特定職員Ａに係る情報について

当該不開示部分のうち、「出張先での宿泊先」は、特定職員Ａに係る情報であると認められる。

当審査会において文書１を見分したところ、当該部分は、原処分で開示されている特定職員Ａの氏名の記載とあいまって、当該部分

の記載全体が一体として、特定職員Ａに係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

当該不開示部分の記載に鑑みれば、不開示理由についての諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、当該部分は法５条１号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

また、当該部分は、原処分において特定職員Ａの氏名を開示していることから、法６条２項の部分開示はできない。

したがって、当該部分は法５条１号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

（イ）特定職員Ａ以外の者に係る情報について

当該不開示部分のうち、「面談者の氏名及び所属」については、特定職員Ａ以外の個人に係る情報として検討することが相当であると考えられる。

当審査会において文書１を見分したところ、当該部分は、面談者の氏名と当該個人に関する情報が一体として記載されており、当該記載の全体が、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分の記載に鑑みれば、不開示理由についての諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、当該部分は法５条１号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、当該部分は、特定職員Ａ以外の個人に係る個人識別部分であることから、法６条２項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法５条１号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

（２）文書２の「決裁欄の印影」、「面談者の氏名及び所属」、「職員の個人番号」、「振替休日取得日」、「出張先での宿泊先」、「滞在先及び自宅住所」及び「航空会社のマイレージ番号」について（法５条１号該当性）

ア　諮問庁は、当該各部分の不開示理由について、上記第３の３のとおり説明する。

また、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

（ア）文書２は、令和６年度　旅行伺綴②につづられた出張に係る経費精算書のうち、審査請求人が求める１枚目ないし３０枚目に該当する文書であるところ、当該文書には、出張した各職員の氏名、所属・職名等が記載されており、旅行伺の決裁欄を除き、文書全体が

一体として、当該各職員に係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報である。

（イ）当該文書に記載された情報のうち、職員の個人番号、振替休日取得日、出張先での宿泊先、滞在先及び自宅住所並びに航空会社のマイレージ番号は、通常公にしている情報ではなく、また、職務遂行に係る情報ではないため、法５条１号ただし書イないしハに当てはまる事情はない。

（ウ）また、決裁欄の印影、面談者の氏名及び所属については、特定職員Ａの所属組織において、課長補佐職以上の事務職員及び研究教育職員の氏名には、公表慣行があることから開示したが、その他の者については、公表慣行はなく、法５条１号ただし書イないしハに当てはまる事情はないため不開示とした。

（エ）面談者のうち、出張者が参加した学会のプログラムにおいて、発表者等として氏名が公にされている者については原処分で氏名を開示したが、その他の面談者については、氏名は公にされておらず、法５条１号ただし書イないしハに当てはまる事情はないため不開示とした。

イ　以下、検討する。

（ア）当該部分のうち、「職員の個人番号」、「振替休日取得日」、「出張先での宿泊先」、「滞在先及び自宅住所」及び「航空会社のマイレージ番号」は、それぞれ出張した各職員に係る情報であると認められる。

当審査会において文書２を見分したところ、当該部分は、原処分で開示されている出張した各職員の氏名の記載とあいまって、当該部分の記載全体がそれぞれ一体として、いずれも、特定職員Ｂ・Ｃに係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

当該部分の記載等に鑑みれば、不開示理由についての諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、当該部分が法５条１号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

（イ）また、「決裁欄の印影」及び「面談者の氏名及び所属」は、出張した各職員以外の個人に係る情報であると認められる。

個人の氏名についてはそれ自体が、また、個人の氏名と当該個人に関する情報が一体として記載された部分については当該記載の全体が、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分の記載等に鑑みれば、不開示理由についての諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、当該各部分は法５

条１号ただし書イないしハに該当するとすべき事情も認められない。

（ウ）さらに、当該部分のうち、「決裁欄の印影」、「面談者の氏名及び所属」及び「職員の個人番号」については、各個人に係る個人識別部分であることから、法６条２項の部分開示の余地はなく、その余の部分については、原処分において各個人の氏名を開示していることから、同項の部分開示はできない。

したがって、当該部分は法５条１号に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

（３）文書１のうち、用務内容欄の「出張先での調査で得られた成果や調査の過程に係る記載」について（法５条４号ホ該当性）

ア　諮問庁は、当該部分の不開示理由について、上記第３の３のとおり説明する。

イ　当審査会において文書１を見分したところ、当該不開示部分には、出張先での調査で得られた成果や調査の過程に係る記載がされており、当該不開示部分の記載等に鑑みれば、これを公にした場合に生じる法５条４号ホの「おそれ」に係る諮問庁の説明は、否定し難い。

ウ　したがって、当該不開示部分は、法５条４号ホに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

４　付言

独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、法９条１項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政不服審査法８２条１項に基づく教示のほか、行政事件訴訟法４６条１項に基づく取消訴訟等の提起に関する事項の教示を書面で行うことが必要である。

取消訴訟等の提起に関する事項の教示の制度は、処分の相手方に対して、取消訴訟等で争う方法について、適切な情報を提供し、権利利益の救済を得る機会を十分に確保するために設けられているものである。

原処分に係る法人文書開示決定通知書を見ると、当該取消訴訟等の提起に関する事項の教示は認められない。

この教示の不備は、行政事件訴訟法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は、教示制度の趣旨を理解した上での適切な対応が望まれる。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書１を特定し、その一部を法５条１号及び４号ただし書ホに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書２を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められ

ないので、本件対象文書２を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象文書１につき不開示とされた部分は同条１号及び４号ホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条１号及び４号ホに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸

別紙

１　本件請求文書

①大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員特定職員Ａクンに関する２０２４年度の出張報告書（その正式名称を問わない。）。

②上記①の文書が編綴（本来は編綴されるべきを含む。）された法人文書ファイルに編綴（本来は編綴されるべきを含む。）されている上記①の文書以外の紙の文書の内、当該法人文書ファイルに編綴されている１枚目から３０枚目（両面印刷されている場合は片面を１枚とする。）までの文書。

２　本件対象文書１（原処分において特定された文書）

文書１　旅行報告書　２件（３月４日提出分、３月１３日提出分）

文書２　令和６年度　旅行伺綴②に編綴された１枚目から３０枚目までの法人文書

３　本件対象文書２（諮問庁が新たに特定することとした文書）

文書１　「債務計上４３　令和６年度」ファイルに編綴された特定職員Ａの旅行報告書の写し　２件（３月４日提出分、３月１３日提出分）

文書２　「債務計上４３　令和６年度」ファイルに編綴された特定職員Ａの旅行報告書以外の１枚目から３０枚目の法人文書